

(2) 内容の確認、本庁への送付

申請書に加え添付書類が正しく付いていることを確認し、補助申請者一覧表を添えて、本庁へ送付すること。

また、リサイクル封筒に入れて書類を送付（託送）する際には、送付用紙を表面に貼付すること。

(3) 本庁での審査、決定者への交付

- ・学校から送付された申請書類を審査。補助金交付の可否を決定
- ・学校を経由して、決定通知書を交付
- ・補助金を交付

【重要】補助申請の留意点

補助に関して、以下の内容を必ず保護者に周知すること

◎**非課税世帯**については、**補助金交付対象にはならない。**

支援を受けたい場合は、必ず**端末の貸与申請**を行うこと。

→補助を申請する場合は、**端末を購入する前に、必ず課税証明書等により、非課税でないことを確認すること！**

◎必ず**入学年度の4月1日以降に**、**端末を注文・購入**すること。

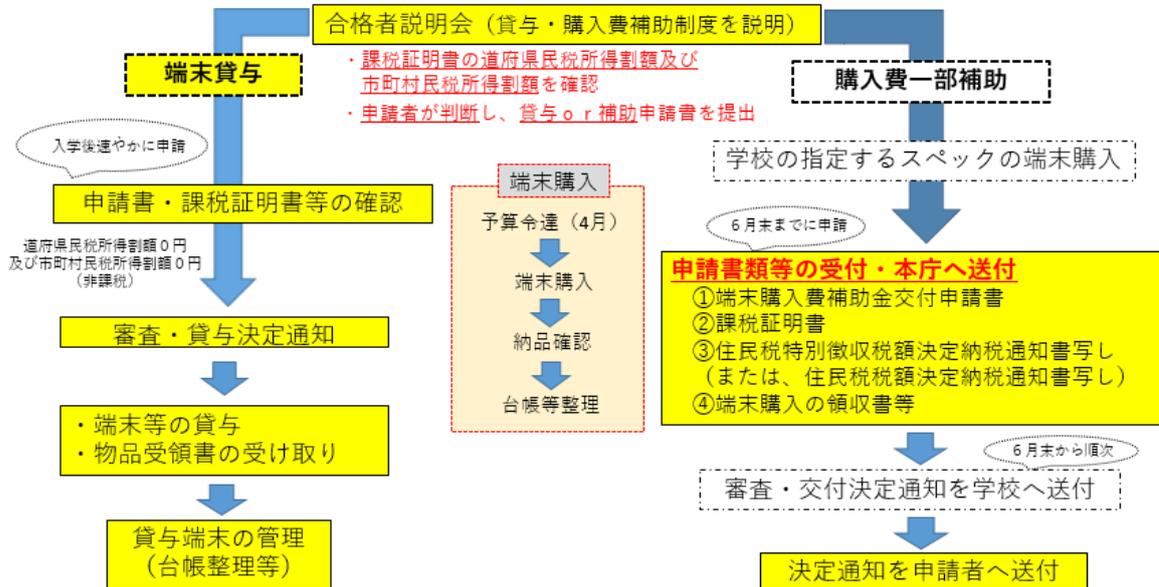
所得要件に合致する場合でも、**入学年度の4月1日より前に注文・購入したものは補助対象外**となるので、十分注意すること！

【参考】端末購入費一部補助に関する想定スケジュール

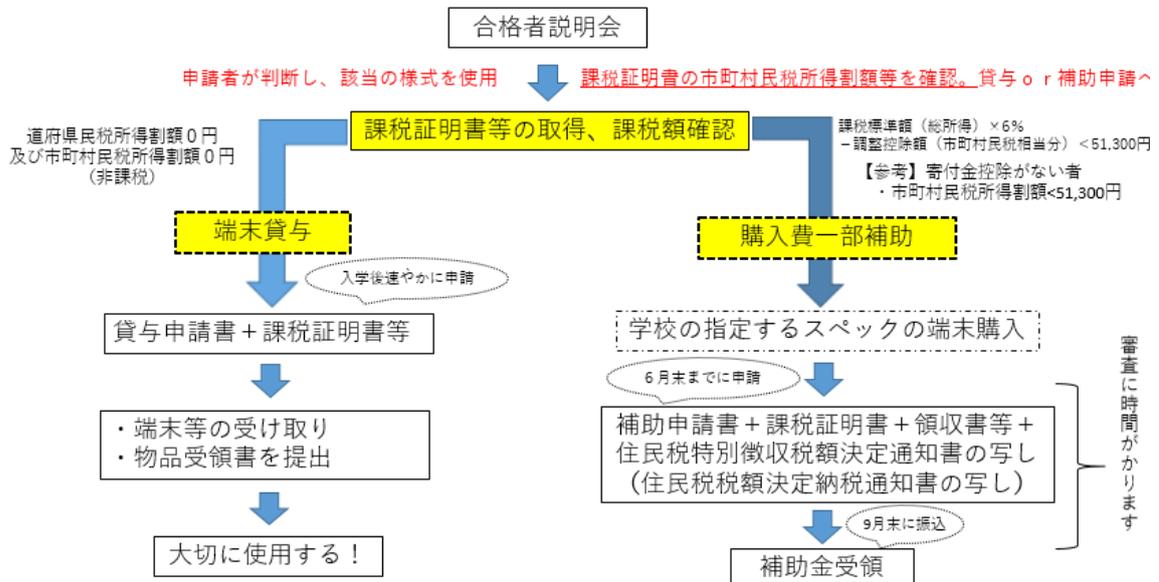
作業内容	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月
保護者への制度周知 (合格者説明会)	→						
申請書等の受付・確認		→	→	→			
申請書を本庁へ送付			→	→	→		
本庁から学校へ決定通知を送付					→	→	→
学校から申請者へ決定通知を送付						→	→
決定者へ補助金振込						→	→

【参考】各種作業のフロー図

学校における作業（申請受付から決定・貸与まで）



保護者の作業（申請から貸与・補助金受領まで）



4 Q&A集

(1) 共通項目

Q1 どちらの支援制度（貸与・補助）の対象かわからない。

A1

- 市町村から課税証明書を取得し、市町村民税の所得割額の欄を確認するよう、保護者に周知してください。

- ① 0円（非課税）であれば「貸与」
- ② 1円～51,200円の場合は「補助」

Q2 非課税世帯の保護者が端末を購入して補助を希望した場合、認めてよいか。

A2

- 非課税世帯は貸与対象となるため、補助の対象者とはなりません。
支援を希望する場合は、必ず貸与申請の手続きを行うよう、保護者に伝えてください。

Q3 令和何年度の課税証明書を取得すればよいか。

A3

- 入学年度の前年度（令和3年度入学であれば令和2年度）の課税証明書を取得してください。

なお、補助を希望する方についても、貸与申請の期限（4月）までに非課税でないことを確認してください。非課税の場合は補助対象になりませんので、支援を希望される方は必ず貸与申請を行ってください。

Q4 保護者全員とあるが、保護者の数はどのように確認すればよいか。

A4

- 申請書に記載される保護者の数及び入学時に提出される住民票で確認願います。

Q5 在校生（新2・3年生）は貸与・購入費一部補助の対象となるのか。

A5

- 対象となります。
ただし、補助制度について、令和4年度以降は新入生のみが対象となります。

Q6 在校生には、いつ、どのように周知すればよいか。

A6

- 在校生については、必ずしもキーボード付端末の持込を必須としていないことから、学校で必要と判断するタイミングで周知してください。

ただし、貸与端末を購入する予算については、令和2年度高校生等奨学給付金受給見込み数をベースに、1年生分+予備用として4月に令達する予定です。

在校生分の台数については、令和3年度の奨学給付金の申請状況を勘案しながら

ら、7月以降に再度予算令達する予定です。

(2) 端末の貸与

Q7 生活保護を受給しているが、端末貸与の対象になるか。

A7

- 生活保護のうち、「生活扶助」の対象となっていれば、住民税非課税なので、貸与の対象となります。(それ以外の扶助は、必ずしも「非課税」とは限りません。)

Q8 奨学給付金(早期給付)で課税証明書を提出するが、端末貸与の申請でも別に課税証明書を提出する必要があるか。

A8

- 学校で課税証明書の原本を1枚保管していれば、別に提出させる必要はありません。

Q9 端末の貸与はいつまでに申請し、いつ頃から貸与できるのか。

A9

- 申請は入学後速やかにお願いします。(目安としては4月中)
また、貸与する端末については、購入予算を4月に令達しますので、早期の執行をお願いします。
納品確認、台帳等への整理が終わり次第、決定者に貸与してください。

Q10 端末はいつまで貸与してよいのか。

A10

- 収入状況に変化がなければ卒業まで貸与します。
収入状況については、貸与者から毎年3月に課税証明書等を提出していただき、確認してください。
(その年度(※)に高校生等奨学給付金を受給している者は、提出不要)

※例えば、令和3年度に奨学給付金を受給している者は、令和4年度も貸与対象

Q11 入学時は非課税だったが2年生の時に非課税ではなくなった場合、端末を返却しなければならないのか。

A11

- 原則として、非課税世帯でないことを確認した時点で、返却していただきます。
なお、令和4年度以降は、1年生のみが補助対象となります。

Q12 要項第4条第1項第3号に定める「県立高等学校等の校長が特に必要と認める生徒」とは、どのような場合を想定しているのか。

A12

- 課税証明書では非課税ではないが、失業や収入激減等により家計が急変し、現状が非課税世帯と同等と認められるケースを想定しております。

1 年収基準

2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯
2,042,857円	2,214,286円	2,714,286円	3,214,286円

2 確認書類

①職に就いている場合

会社作成の給与見込証明書（年額）

→②が無い場合、直近の給与明細（3か月分の平均給与月額×12月）

②失業中の場合

離職票、雇用保険受給資格者証、解雇通告書、破産宣告通知書、廃業等届出等

(3) 端末購入費の一部補助

Q13 補助について、学校では何を確認して県に送付するのか。

A13

- 以下の作業について、御協力をお願いします。

①課税証明書を確認

・非課税でないことを確認（→非課税世帯は「貸与」の対象。補助対象外）

・市町村民税所得割額が51,300円未満であることを確認

（市町村民税所得割額が51,300円以上は、この時点で対象外）

②4種類の書類が揃っていることを確認

・端末購入費補助金交付申請書

・課税証明書

・住民税特別徴収税額決定通知書（または住民税税額決定納税通知書）の写し

・領収書等（端末本体の金額及び支払いが確認できる書類）

③送る際には、一覧表を添付

また、リサイクル封筒の表面に「送付用紙」を貼付

Q14 補助申請を預かったら、その都度送付してよいか。

A14

- その都度ではなく、ある程度まとまった段階で送付願います。

（例えば、月末までに預かった書類を、まとめて翌月10日までに送付等）

Q15 課税証明書ではなく、源泉徴収票でもよいか。

A15

- 源泉徴収票だけでは正確な税額がわからないこともあるため、課税証明書の提出をお願いします。

Q16 家族全員の課税証明書が必要か。

A16

- 保護者等（親権を行うもの）分のみ提出してください。
（例1）：父・母・祖父・祖母・本人・弟の6人家族 → 父と母の2名分
（例2）：祖父・祖母・本人の3人家族 → 祖父と祖母の2名分

Q17 3月中に端末を購入したいが、補助の対象となるか。

A17

- 対象となりません。補助の申請をする場合は、必ず4月1日以降に注文・購入をお願いします。

Q18 端末購入代金をポイントで支払った場合、補助対象となるのか。

A18

- ポイントで支払った分は対象となりません。
例えば購入代金50,000円のうち、10,000円分をポイントで支払った場合は、40,000円が補助対象となり、その半額の20,000円が補助額となります。

Q19 領収書等とは、レシートでもよいか。

A19

- ①日付 ②購入金額 ③購入価格内訳 ④販売事業者名 が明記されていればレシートも可です。

Q20 クレジットカード払いのため、販売事業者から領収書が発行できないと言われた。

A20

- 販売事業者が発行する明細書（クレジット払いが明記されているもの）を提出してください。

Q21 ネット注文のため、販売事業者から注文確認書しか発行できないと言われた。

A21

- 以下により対応願います。
①クレジット払い
→ 注文確認書（商品金額明細・金額・クレジット払いの明記）
②コンビニ払い

→ 注文確認書（商品金額明細・金額）＋コンビニで支払時に受け取る領収書

Q22 振込のため、販売事業者から領収書を発行できないと言われた。

A22

- 以下により対応願います。
 - ①金融機関の店舗での振込（ATM含む）
 - 振込の控え（領収書、金融機関発行）※＋商品金額明細（販売事業者発行）
 - ②インターネットでの振込
 - 取引履歴等（画面印刷）※＋商品金額明細（販売事業者発行）

※日付・相手・金額が明記されており、かつ金融機関がわかるもの

Q23 補助金の交付申請はいつまでにして、いつ頃補助金を受け取れるのか。

A23

- 6月末までに学校を通して県に申請していただきます。
7月末～8月中旬にかけて交付決定し、9月末までにお支払いする予定です。

Q24 補助申請について、なぜ課税証明書だけでは足りないのか。

A24

- ふるさと納税等の寄付を行っている方については、課税証明書に記載がないことが多いため、毎年5～6月頃に手元に届く「住民税特別徴収税額決定通知書」等を確認の上、対象者になるかを判断させていただきます。

なお、課税証明書で課税標準額及び調整控除額が判断できる場合は、「住民税特別徴収税額決定通知書」等の提出は不要です。

最終的な基準は、

「課税標準額（総所得）×6%－調整控除額（市町村民税相当分）<51,300円」
です。

Q25 学校で一括して端末調達を考えているが、補助対象者への領収書はどうすればよいのか。

A25

- 個人ごとに領収書等を発行していただくよう、販売業者に依頼してください。
なお、学校が販売事業者と直接契約を結んでいるため、販売事業者が個人ごとに領収書を発行できない場合は、次の2種類の書類を添付してください。
 - ①学校と販売事業者が締結した売買契約書の写し
 - ②購入者に対して学校が発行した領収書

Q26 携帯ショップで契約したLTEモデルのタブレットも補助対象となるのか。

A26

- 領収書等の中で端末本体購入代金が明確になっていれば、対象となります。
例えば、領収書に月額〇〇円とだけ記載されている場合は、本体購入費が判断できないため、補助対象とはなりません。